

令和7年第4回定例会（令和7年12月12日）

議 案 概 要

種別	番号	議 案	概 要
議案	87	貝塚市職員給与条例等の一部を改正する条例制定の件	<p>本年8月7日付けで国家公務員の給与について人事院勧告が行われたことに伴い、これに準じて本市の一般職の職員の給料等を改定するため、関係条例を改正しようとするもの。</p> <p>(主な内容)</p> <p>1. 貝塚市職員給与条例の一部改正関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○給料表の改定（令和7年4月1日に遡及して適用） <ul style="list-style-type: none"> ・人事院勧告に基づく新給料表（月額引上げ）に準じて改定 ○令和7年12月期の期末手当の支給割合の改定 <ul style="list-style-type: none"> ・定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員等及び特定任期付職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）以外の職員 （現行）100分の125 → 100分の127.5 ・定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員等 （現行）100分の70 → 100分の72.5 ・特定任期付職員 （現行）100分の95 → 100分の97.5 ○令和7年12月期の勤勉手当の支給割合の改定 <ul style="list-style-type: none"> ・定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員 （現行）100分の105 → 100分の107.5 ・定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員等 （現行）100分の50 → 100分の52.5 ・特定任期付職員 （現行）100分の77.5 → 100分の80 ○令和8年度以降の期末手当の支給割合の改定 <ul style="list-style-type: none"> ・定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員 （令和7年12月期）100分の127.5 → 100分の126.25 ・定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員等 （令和7年12月期）100分の72.5 → 100分の71.25 ・特定任期付職員 （令和7年12月期）100分の97.5 → 100分の96.25 ○令和8年度以降の勤勉手当の支給割合の改定 <ul style="list-style-type: none"> ・定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員 （令和7年12月期）100分の107.5 → 100分の106.25 ・定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員等 （令和7年12月期）100分の52.5 → 100分の51.25 ・特定任期付職員 （令和7年12月期）100分の80 → 100分の78.75 ○令和8年度以降の地域手当の支給割合の改定 （現行）100分の10 → 100分の11 ○令和8年度以降の宿日直手当の支給額の改定 <ul style="list-style-type: none"> ・通常の宿日直勤務（勤務1回当たりの額） （現行）4,400円 → 4,700円 ・常直的な宿日直勤務（支給上限月額） （現行）22,000円 → 23,500円 <p style="text-align: right;">（次頁に続く。）</p>

種別	番号	議案	概要
議案		(貝塚市職員給与条例等の一部を改正する条例制定の件)	<ul style="list-style-type: none"> ○外部の駐車場等の利用に係る通勤手当の加算 <ul style="list-style-type: none"> ・外部の駐車場等を利用する職員に支給する通勤手当の額に、5,000円を上限として任命権者が定める額を加算 2. 初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例の一部改正関係(令和7年4月1日に遡及して適用) ○行政職初任給基準表の改定 <ul style="list-style-type: none"> (現行) 186,900円乃至225,600円 → 199,200円乃至237,600円 ○医療職初任給基準表の改定 <ul style="list-style-type: none"> (現行) 194,500円乃至368,500円 → 206,700円乃至383,100円 3. 貝塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正関係 <ul style="list-style-type: none"> ○給料表の改定(令和7年4月1日に遡及して適用) <ul style="list-style-type: none"> ・人事院勧告に基づく新給料表(月額引上げ)に準じて改定 4. 施行日 公布の日(一部の規定は、令和8年4月1日)
	88	市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件	<p>市長、副市長等の期末手当について、本市の一般職の職員と同様の措置を講ずるため、本条例を改正しようとするもの。</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和7年12月期の期末手当の支給割合の改定 <ul style="list-style-type: none"> (現行) 100分の227.5 → 100分の232.5 ○令和8年度以降の期末手当の支給割合の改定 <ul style="list-style-type: none"> (令和7年12月期) 100分の232.5 → 100分の230 ○施行日 公布の日(一部の規定は、令和8年4月1日)
	89	貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	<p>本市議会議員の期末手当について、市長、副市長等と同様の措置を講ずるため、本条例を改正しようとするもの。</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和7年12月期の期末手当の支給割合の改定 <ul style="list-style-type: none"> (現行) 100分の227.5 → 100分の232.5 ○令和8年度以降の期末手当の支給割合の改定 <ul style="list-style-type: none"> (令和7年12月期) 100分の232.5 → 100分の230 ○施行日 公布の日(一部の規定は、令和8年4月1日)
	90	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	<p>職員が正規の勤務時間以外の時間又は週休日等に勤務することを命ぜられ出勤した場合で、その勤務時間数が30分未満であるときに、緊急呼出等手当として特殊勤務手当を支給することとするため、本条例を改正しようとするもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施行日 令和8年4月1日

種別	番号	議案	概要
議案	91	令和7年度貝塚市一般会計補正予算(第8号)の件	<p>○補正額 3,314万3千円</p> <p>(歳出)</p> <p>議会費 114万3千円 職員人件費事業、議員人件費事業</p> <p>民生費 3,200万円 職員人件費事業、会計年度任用職員人件費事業</p> <p>(歳入)</p> <p>繰入金</p>
	92	令和7年度貝塚市病院事業会計補正予算(第2号)の件	<p>○収益的支出</p> <p>・支出補正額 1億6,479万2千円</p> <p>(支出)</p> <p>医業費用 1億6,479万2千円 人事院勧告等による増</p>
	93	人権擁護委員の候補者推薦について意見を求める件	<p>令和8年6月30日をもって任期満了となる、佃英男委員及び久保富洋委員の後任候補者を推薦することについて、意見を求めようとするもの。</p>